【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第27期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社ペルセウスプロテオミクス
【英訳名】	Perseus Proteomics Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　横川 拓哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町30番１号
【電話番号】	03-6264-8268（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長兼事業開発部長　　棚橋 進
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町30番１号
【電話番号】	03-6264-8268（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長兼事業開発部長　　棚橋 進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第26期 中間会計期間	第27期 中間会計期間	第26期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（千円）	60,963	52,629	135,507
経常損失（△）	（千円）	△345,592	△394,226	△678,921
中間（当期）純損失（△）	（千円）	△379,395	△399,214	△718,108
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―
資本金	（千円）	500,000	854,238	751,161
発行済株式総数	（株）	14,749,500	18,429,500	16,999,600
純資産額	（千円）	1,053,011	1,029,862	1,217,770
総資産額	（千円）	1,461,875	1,506,158	1,623,541
１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△25.72	△22.47	△48.17
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	66.61	62.70	70.06
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△275,623	△292,375	△653,334
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△5,688	△1,141	△10,062
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△30	202,406	497,333
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	1,385,278	1,420,154	1,515,346

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。
４．１株当たり配当額については、無配のため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

（１）経営成績の状況

当中間会計期間における世界経済は、一部の地域において弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続いております。国内経済も、中東情勢、自然災害及び金融資本市場の影響等に注意する必要はありますが、緩やかに回復を続けており、個人消費、設備投資、輸出及び生産は持ち直しの動きがみられます。

当社が属する医薬品業界におきましては、がんや認知症等、世界的に患者数が増えている疾患の治療法の確立が、継続的な重要課題になっております。当社におきましては、創薬領域を中心に、積極的な事業展開を図りました。各領域における成果は次のとおりです。

① 創薬

当社の抗体取得プラットフォームを活用し、主にがん領域で抗体医薬品の開発を進めております。カドヘリン３（CDH3）を標的とするPPMX-T002及びPPMX-T004、トランスフェリン受容体１（TfR1）を標的とするPPMX-T003という３つの抗体医薬品の開発を進めているほか、これらに続く医薬品候補の評価・検討を進めております。

当社のパイプラインの状況は次のとおりです。

ａ．PPMX-T002

PPMX-T002は、がん細胞で多数発現しているCDH3を標的とする抗体に、放射性同位体（RI）を標識した抗がん剤候補です。がん細胞上の標的に抗体が集積し、放射線を照射してがん細胞を殺傷する仕組みです。導出先の富士フイルム株式会社の事業方針の変更により、2022年３月に実施権が返還され、新たな医薬品候補として開発を進めております。富士フイルム株式会社の子会社が米国で行った第Ⅰ相試験においては、本抗体が標的のがん細胞へ集積することが確認されております。当社は、抗腫瘍効果をさらに高める目的でRIをイットリウム90（^{90}Y）からアクチニウム225（^{225}Ac）へ変更し、動物実験で効果が検証されました。これをもとに放射性医薬品開発会社を中心に導出に向けて活動を継続しております。

ｂ．PPMX-T003

PPMX-T003は、当社のファージライブラリから、ICOS法という独自のスクリーニング技術を活用して取得したユニークな完全ヒト抗体です。標的となるTfR1は、細胞内への鉄の取り込みに関与し、増殖が盛んながん細胞に多く発現しております。本抗体がTfR1に結合すると、がん細胞への鉄の取り込みが阻害され、それによってがん細胞は増殖が抑制され抗腫瘍効果が得られます。

TfR1は、がん細胞のほかに、赤芽球細胞（赤血球になる前の細胞）にも多く発現しております。このため、まずは赤血球が異常に増える疾患である真性多血症（PV）を対象疾患として第Ⅰ相試験を国内で実施し、2024年６月に終了しました。なお、第Ⅰ相試験については、関西医科大学附属病院血液腫瘍内科の伊藤量基先生が中心となり、試験に参加いただいた患者さまの治験参加前の状況及び治験終了後の病状を調査する目的で臨床研究が行われました。この研究結果については、2026年12月に開催される第68回米国血液学会（ASH）年次総会での発表が採択されました。

また、本抗体はアグレッシブNK細胞白血病（ANKL）という超希少疾患に対する有望な治療薬となる可能性が示されております。2022年３月及び2025年２月の二度にわたり、AMEDの「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」（以下「本事業」）に採択され、支援を受けております。本事業は、医師主導治験として第Ⅰ/Ⅱ相試験を実施しております。これまでの登録症例数は５例となっており、治験期間は2027年３月末を予定しております。

当社は、PPMX-T003の価値最大化に向けて研究開発を進めると共に、導出に向けて活動を継続しております。

ｃ．PPMX-T004

PPMX-T004は、CDH3を標的とする抗体に薬物を結合した抗体薬物複合体（ADC）です。ADCは、抗体とペイロード（薬物）及びそれらを結合させるリンカーから構成されています。例えばがんを対象疾患とした場合、抗体ががん細胞上の標的に結合することにより、薬物をがん細胞まで届け、薬物ががん細胞を殺傷する仕組みです。抗体の安全性と薬物のがん殺傷性の高さを併せ持つ分子標的薬として、現在世界各国で開発が進められており、今後の成長が予測されております（注）。

PPMX-T004で使用する当社の抗体は、多くの固形がんに発現しているCDH3に強く結合するだけでなく、結合した後にはがん細胞内に効率よく取り込まれるように設計されております。また、リンカー及びペイロー

ドは、独自の技術を有するＵＢＥ株式会社から提供を受けて開発を進めております。当社の有する抗体とＵＢＥ株式会社のリンカー及びペイロードを組み合わせることで、動物実験で高い抗腫瘍効果が認められました。その成果として、第85回日本癌学会学術総会におきまして、PPMX-T004の高い抗腫瘍効果や先行品との比較について、ポスター発表を行いました。

これまで、薬効と毒性のバランスを見極める目的で進めてきた予備毒性試験は９月に終了し、現在、その結果を精査しております。なお、計画しているマスターセルバンク製造の着手は、予定どおり2027年１月からの見込みです。

（注）Towards Healthcare の予測によれば、ADC市場の規模は、2025年の135億ドルから2035年には326億ドルへ成長するとされております（年平均成長率9.23%）。

ｄ．次世代創薬

次世代の創薬に向けて、PPMX抗体ライブラリ２を用いてデータベースを整備し、高難度抗原に対する抗体の取得及び抗体の最適化を進めております。当社が保有する実験データとAIとの融合により、効率化された抗体設計を推進しております。

当社は、他社との共同研究開発の推進で、当社創薬の開発スピードを上げるとともに新たな疾患領域及びモダリティ分野へと発展させていきます。

2025年11月より進めている、あすか製薬株式会社と当社独自の抗体技術を駆使して新しい医薬品の創出を目的とする共同研究は予定通りに進んでおります。2025年12月に開始したEurus Therapeutics株式会社との共同研究は、目的の抗体及び抗体遺伝子取得において、さらなる進展につながる成果を確認いたしました。それを受けて、2026年８月には次のステップとして、当該抗体及び抗体遺伝子のプロファイリング、並びに最適化を進める新たな共同研究契約を締結いたしました。

また、抗体技術を用いた新しい医薬品の創出を目的に、杏林製薬株式会社と共同研究を検討いたしました。なお、2026年10月には共同研究契約を締結しております。

② 抗体研究支援

抗体研究支援の売上高は、創薬企業ならではの知見を活かしたサービスの提供等により、7,158千円（前年同期比10.0%増）となりました。

③ 抗体・試薬販売

抗体・試薬販売の売上高は45,471千円（前年同期比16.5%減）となりました。2026年７月には研究用試薬として抗S100A4タンパク質抗体を発売しております。

また、湧永製薬株式会社と共同で開発しているPTX3迅速計測キットについては、心血管疾患の一種（非公開）を対象とした体外診断用医薬品としての製造販売承認及びQMS適合性調査が完了見込みとなっており、2027年度中の上市に向けて保険相談などの対応を開始しております。PTX3は、血管炎だけでなく、種々の炎症によっても血中濃度が上がることが知られており、今後多様な炎症性疾患の予後を予測する体外診断用医薬品としての研究開発を進めてまいります。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は52,629千円（前年同期比13.7%減）となりました。販売費及び一般管理費は458,446千円（前年同期比0.3%増）となり、営業損失は411,088千円（前年同期は営業損失399,766千円）となりました。経常損失は、傷病見舞金等による営業外費用16,119千円を計上した一方、助成金収入、受取保険金等による営業外収益32,980千円を計上した結果、394,226千円（前年同期は経常損失345,592千円）となりました。また、当社が保有する固定資産につきまして「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損損失として4,024千円を特別損失に計上したこと等により、中間純損失は399,214千円（前年同期は中間純損失379,395千円）となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（売上原価、売上総利益）

当中間会計期間の売上原価は、5,271千円となりました。この結果、当中間会計期間の売上総利益は、47,358千円（前年同期比17.5%減）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は、458,446千円となりました。そのうち、研究開発費は282,244千円となりました。

この結果、営業損失は、411,088千円（前年同期は営業損失399,766千円）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常損失）

当中間会計期間の営業外収益は、32,980千円となりました。主なものは、助成金収入19,316千円、受取保険金10,000千円であります。

当中間会計期間の営業外費用は、16,119千円となりました。主なものは、傷病見舞金10,000千円であります。

この結果、経常損失は、394,226千円（前年同期は経常損失345,592千円）となりました。

（特別利益、特別損失）

当中間会計期間の特別利益はありません。

当中間会計期間の特別損失は、4,024千円となりました。これは、固定資産の減損損失を計上したためであります。減損損失は、当社の事業の特性上、現段階では、将来の収入の不確実性が高いことから医薬品事業に係る固定資産の回収可能額をゼロとし、帳簿価額と備忘価額との差額及び差入保証金に含まれる原状回復費用の見積額について回収不能と判断した金額の合計4,024千円を減損損失として特別損失に計上したものであります。

これらの結果を受け、当中間会計期間の中間純損失は、399,214千円（前年同期は中間純損失379,395千円）となりました。

（２）財政状態の状況

（資産）

当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ117,383千円減少し、1,506,158千円となりました。主に、研究開発費の支払い等により現金及び預金が95,192千円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当中間会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ70,524千円増加し、476,295千円となりました。主に、AMEDの「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」への採択により交付された助成金である長期預り金が50,000千円、未払金が14,585千円、前受金が7,700千円増加した一方、未払費用が11,290千円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ187,907千円減少し、1,029,862千円となりました。主に、新株予約権の行使による株式の発行等により資本金と資本準備金がそれぞれ103,076千円増加した一方、中間純損失の計上により利益剰余金が399,214千円減少したこと等によるものであります。

（３）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ95,192千円減少し、1,420,154千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、292,375千円の支出となりました。主に、AMEDからの助成金である長期預り金等による収入があった一方、研究開発費等の支払による支出があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,141千円の支出となりました。主に、研究開発用の有形固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、202,406千円の収入となりました。主に、新株予約権の行使による、株式の発行による収入によるものであります。

（４）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計方針及び見積りに記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（５）経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（６）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

（７）研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の金額は、282,244千円であります。
なお、当中間会計期間において、当社の主な研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

３【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （2026年９月30日）	提出日現在発行数 （株） （2026年11月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,429,500	18,429,500	東京証券取引所 （グロース市場）	単元株式数は100株であります。
計	18,429,500	18,429,500	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

名称		第30回新株予約権
決議年月日		2026年４月15日
付与対象者の区分及び人数（名）		当社執行役員（ただし当社の取締役に選任されている者を除く。）　３ 当社従業員　31（注）１
新株予約権の数（個）	※	1,201［1,131］（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	※	普通株式　120,100［113,100］（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）	※	１　（注）３
新株予約権の行使期間	※	自　2027年５月１日 至　2036年４月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	※	発行価格　：１ 資本組入額：（注）４
新株予約権の行使の条件	※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項	※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※	（注）９

※新株予約権の発行時（2026年５月１日）における内容を記載しております。なお、発行時から提出日の前月末（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［］内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

（注）１．付与対象者である執行役員の取締役就任及び従業員の退職等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役１名、当社執行役員１名及び当社従業員28名となっております。

２．本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権の行使時の払込金額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式１株あたりの払込金額を１円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

（１）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（１）記載の資本金等増加限度額から、上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合（任期満了による退任、定年又は期間満了による退職、その他の取締役会が正当な理由があると認めた場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

①新株予約権の割当日から１年を経過した日
割当てられた本新株予約権の３分の１に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。以下、次号において同じ。）
②新株予約権の割当日から２年を経過した日
割当てられた本新株予約権の３分の１に相当する個数
③新株予約権の割当日から３年を経過した日
割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていない残余の個数。

（２）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は、新株予約権割当契約書第５条に記載した場合を除いて認めない。

（３）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（４）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

６．新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

７．新株予約権の割当日
2026年５月１日

８．新株予約権の取得に関する事項

（１）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（２）新株予約権者が権利行使をする前に、上記５に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

９．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記２に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記９．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記４に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件
上記５に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件
上記８に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

第29回新株予約権（第三者割当）（2025年12月17日取締役会決議）

	中間会計期間 （2026年４月１日から 2026年９月30日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	14,299

当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,429,900
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	143.36
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	204,995
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	36,800
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の累計の交付株式数(株)	3,680,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の平均行使価額等(円)	191.71
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の累計の資金調達額(千円)	705,496

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年４月１日～2026年９月30日	1,429,900	18,429,500	103,076	854,238	103,076	1,207,443

（注）2026年４月１日から2026年９月30日の間に、新株予約権の行使による株式の発行等により、発行済株式数が1,429,900株、資本金及び資本準備金が103,076千円それぞれ増加しております。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目６番21号	723,800	3.93
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号	403,300	2.19
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	371,800	2.02
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW（常任代理人　野村證券株式会社）	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM（東京都中央区日本橋一丁目13番１号）	294,093	1.60
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋二丁目３番４号	284,910	1.55
富士フイルム株式会社	東京都港区西麻布二丁目26番30号	236,610	1.28
BCSL CLIENT RE BBPLC　NYBR（常任代理人　バークレイズ証券株式会社）	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM（東京都港区六本木六丁目10番１号）	213,022	1.16
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地	200,800	1.09
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM（東京都千代田区丸の内一丁目４番５号）	189,116	1.03
近藤　玄庸	神奈川県相模原市中央区	153,900	0.84
計	－	3,071,351	16.67

（注）１．2026年４月21日付で公衆の縦覧に供されている株券等の大量保有に関する変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）が2026年４月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	0	0.00
ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）	1 Angel Lane,London EC4R 3AB,United Kingdom	149,423	0.99
計		149,423	0.99

２．2026年７月３日付で公衆の縦覧に供されている株券等の大量保有に関する変更報告書において、マッコーリー　バンク　リミテッド（Macquarie Bank Limited）が2026年６月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
マッコーリー　バンク　リミテッド（Macquarie Bank Limited）	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州2000 シドニー　１エリザベス　ストリート　レベル１	116,300	0.63

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,413,000	184,130	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 16,500	―	―
発行済株式総数	18,429,500	―	―
総株主の議決権	―	184,130	―

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式90株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

（注）当社は、単元未満の自己株式を90株所有しております。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、史彩監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,515,346	1,420,154
売掛金	18,123	12,674
製品	1,719	1,855
仕掛品	2,142	5,704
貯蔵品	3,257	4,487
前渡金	4,630	11,013
前払費用	8,864	16,403
未収消費税等	34,092	18,427
その他	20,682	755
流動資産合計	1,608,859	1,491,476
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	14,681	14,681
固定資産合計	14,682	14,682
資産合計	1,623,541	1,506,158
負債の部		
流動負債		
未払金	25,904	40,489
未払費用	32,671	21,380
未払法人税等	1,927	6,317
預り金	4,939	4,363
賞与引当金	―	5,714
前受金	―	7,700
流動負債合計	65,441	85,965
固定負債		
長期預り金	340,330	390,330
固定負債合計	340,330	390,330
負債合計	405,771	476,295
純資産の部		
株主資本		
資本金	751,161	854,238
資本剰余金	1,104,366	1,207,443
利益剰余金	△718,108	△1,117,323
自己株式	△30	△30
株主資本合計	1,137,388	944,327
新株予約権	80,381	85,534
純資産合計	1,217,770	1,029,862
負債純資産合計	1,623,541	1,506,158

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	60,963	52,629
売上原価	3,554	5,271
売上総利益	57,409	47,358
販売費及び一般管理費		
研究開発費	310,816	282,244
その他	146,359	176,201
販売費及び一般管理費合計	457,175	458,446
営業損失（△）	△399,766	△411,088
営業外収益		
受取利息	2,749	3,329
業務受託料	236	236
助成金収入	52,426	19,316
受取保険金	－	10,000
その他	3	99
営業外収益合計	55,415	32,980
営業外費用		
為替差損	1,211	3,790
株式交付費	30	2,328
傷病見舞金	－	10,000
その他	－	0
営業外費用合計	1,241	16,119
経常損失（△）	△345,592	△394,226
特別損失		
減損損失	32,838	4,024
特別損失合計	32,838	4,024
税引前中間純損失（△）	△378,431	△398,251
法人税、住民税及び事業税	963	963
法人税等合計	963	963
中間純損失（△）	△379,395	△399,214

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失（△）	△378,431	△398,251
減価償却費	288	71
減損損失	32,838	4,024
受取利息	△2,749	△3,329
受取保険金	－	△10,000
助成金収入	△52,426	△19,316
株式交付費等	30	2,328
株式報酬費用	－	6,311
傷病見舞金	－	10,000
売上債権の増減額（△は増加）	6,459	5,449
棚卸資産の増減額（△は増加）	△5,941	△4,927
未払金の増減額（△は減少）	△8,505	12,779
前受金の増減額（△は減少）	－	7,700
長期預り金の増減額（△は減少）	50,000	50,000
その他	30,734	23,694
小計	△327,702	△313,463
利息の受取額	2,141	3,530
保険金の受取額	－	10,000
傷病見舞金の支払額	－	△10,000
助成金の受取額	52,426	19,316
法人税等の支払額	△2,787	△2,467
法人税等の還付額	299	708
営業活動によるキャッシュ・フロー	△275,623	△292,375
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,008	△1,141
無形固定資産の取得による支出	△680	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,688	△1,141
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による支出	△30	△2,588
新株予約権の行使による株式の発行による収入	－	204,995
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30	202,406
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,300	△4,082
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△282,642	△95,192
現金及び現金同等物の期首残高	1,667,921	1,515,346
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,385,278	※ 1,420,154

【注記事項】

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	1,385,278千円	1,420,154千円
現金及び現金同等物	1,385,278千円	1,420,154千円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当社は、2025年６月27日開催の定時株主総会における資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の決議に基づき、2025年９月１日付で減資の効力が発生しております。これにより、資本金を1,937,908千円、資本準備金を1,870,593千円それぞれ減少させ、減少させた額の全額をその他資本剰余金へ振り替えるとともに、増加させたその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金へ振り替え、欠損填補を行っております。この結果、当中間会計期間末において、資本金が500,000千円、資本剰余金が853,204千円となっております。なお、株主資本の合計金額への影響はありません。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当中間会計期間において、新株予約権の行使による株式の発行等により、資本金と資本剰余金がそれぞれ103,076千円増加しております。これにより、当中間会計期間末の資本金は854,238千円、資本剰余金は1,207,443千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（収益認識関係）

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

財又はサービスの種類別の内訳

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
創薬	－	－
抗体研究支援	6,510千円	7,158千円
抗体・試薬販売	54,453千円	45,471千円
顧客との契約から生じる収益	60,963千円	52,629千円
外部顧客への売上高	60,963千円	52,629千円

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純損失（△）	△25円72銭	△22円47銭
（算定上の基礎）		
中間純損失（△）（千円）	△379,395	△399,214
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純損失（△）（千円）	△379,395	△399,214
普通株式の期中平均株式数（株）	14,749,450	17,767,817
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－	第29回新株予約権については、2026年６月25日をもって全ての権利行使が完了しております。

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社ペルセウスプロテオミクス
取締役会　御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林　裕之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福田　健太郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペルセウスプロテオミクスの2026年４月１日から2027年３月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペルセウスプロテオミクスの2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に

公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。